

二、九大道友会規約

一、名称 この会は九州大学道友会と称する。

二、会員 この会の会員は正会員と特別会員とする。正会員は九州大学卒業者で柔道部に所属していた者、特別会員は本会趣旨の積極的賛同者で総会において推薦する者とする。

三、目的 この会は会員相互の親和、連繋を計る事を目的とし、あわせて九州大学柔道部を援助し、もつて学生柔道の発展に寄与するものとする。

四、本部 この会は本部を福岡市内におく。

五、事業 この会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

(一) 定期的に会報を発行し、この会の活動状況並びに会員の動静・所感その他を掲載すること。

(二) 九州大学柔道部に対し、技術的、経済的に援助をすること。

(三) 関係柔道諸団体との提携、協力を計ること。

(四) その他目的達成に必要な事項。

六、役員

(一) この会には次の役員をおく。

(一) 会長 一名

会長はこの会を代表するものとし、これは総会において会員中より選出される。

(二) 副会長 二名

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその任務を代行するものとし、これは総会に於て会員中より選出される。

(三) 地区会長 一名

地区委員 若干名

各地区本部長並びに地区委員は、九州地区、関西地区、関東地区、東北、北海道在住の会員中より会長が指名して委嘱するものとし、地区委員会を構成する。

(四) 本部委員 若干名

本部委員は九州地区委員の中より、会長が指名し委嘱するものとし、次の事務を行う。

イ、企画立案

ロ、会費の支出並びに会計報告

ハ、各地委員会との連絡

ニ、その他必要な事項

役員の内任期は一年とし再選を妨げない。

七、集会

この会は総会と委員会をもち、総会は年一度会長がこれを召集し、この会の目的を達成するための議決を行う。委員会は総会の定める事柄を各地区に於て実施する。なお総会は必要に応じて随時召集することが出来る。

八、経費

この会の経費は各委員の拠出する会費及び一般の友好的寄付金をもってする。会員の拠出する会費は年額五千円以上とし二月に納入する。

会計年度は毎年一月一日にはじまり、十二月三十一日に終る。

九、顧問

この会には顧問をおくことが出来る。顧問は会長がこれを推薦する。

十、その他

この会と九州大学柔道部との連絡については部員中より選ばれた学生委員若干名がこれに当る。